

# 新潟市健幸づくり応援食品認定制度推進委員会運営要領

## 第1 目的

新潟市健幸づくり応援食品認定制度運用要綱第11に基づき開催する新潟市健幸づくり応援食品認定制度推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

## 第2 事務分掌

委員会は、新潟市健幸づくり応援食品認定制度の運営について、専門的知見から意見を述べる。

## 第3 構成

- 1 委員会は、識者等6名以内の委員により構成する。
- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 任期中に交代となった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4 委員長及び委員長代理

- 1 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長の指名により、委員長代理を置くことができる。委員長代理は、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## 第5 会議

- 1 委員会は、新潟市長が招集する。
- 2 専門的な意見を聴取する必要がある場合は、アドバイザーとして識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、認定対象食品の研究開発に自ら関与しているときなど、申請事業者と特別な関係を有するときは、その旨を委員長に申し出なければならない。

## 第6 会議の非公開

会議は、非公開とする。

## 第7 秘密を守る義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、新潟市農林水産部食と花の推進課において処理する。

附則

この要領は、平成28年9月16日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。